

[事案 2019-47] 年金原資割増等請求

・令和元年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

年金払いに移行した場合の年金額等が設計書の記載よりも少ないことを不服として、設計書の記載どおりの年金等を支払う内容に変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 7 月に契約した終身保険について、平成 31 年 1 月に通知された案内で、一生涯の死亡保障を継続するプラン①、死亡保障に代えて年金受取するプラン②、一括受取（解約）するプラン③が案内されたが、プラン②・③の受取金額（長寿祝金等を含む）は、契約時に説明された設計書に記載されている金額から大幅に減少している。ついては、設計書に記載されたとおりの年金額等を支払う内容に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 年金等は配当金を原資とするものであり、その金額は契約当初から確定されたものではない。
- (2) 設計書やパンフレットには、配当金の額は今後変動することがあること、配当金の利率は経済情勢等によって変わるものであることを明記している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載されたとおりの年金額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。